

○国立大学法人上越教育大学外部資金に係る間接経費取扱要項

(平成19年3月30日学長裁定)

(趣旨)

- 1 国立大学法人上越教育大学における受託研究，共同研究及び科学研究費補助金等の外部資金で研究遂行等に関連して間接的に必要となる経費として措置される間接経費の取扱いについて，他に別段の定めがある場合を除くほか，この要項に定めるところによる。

(間接経費の使途)

- 2 間接経費は，学長の責任の下で一括して管理し，使途の透明性の確保に努めるとともに効率的かつ効果的に使用するものとする。
- 3 間接経費は，全額を事務局に配分し，その使途は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の別表のとおりとする。ただし，配分された間接経費の予算執行に際しては，当該間接経費に対応する直接経費の使途とすることはできない。

附 則

この要項は，平成19年4月1日から施行する。